

大津支部からのお知らせ

事業者の皆様へ

令和8年1月
(公社) 滋賀労働基準協会 大津支部長

令和8年度「新入者安全衛生教育」のご案内について

平素は、当支部の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、4月からの新規採用者を迎えるにあたり、新入者の労働災害と健康障害の防止を図るため、労働安全衛生法第59条第1項で規定されています「雇入れ時の教育」が重要となります。

つきましては、下記によりその教育の一環(但し、法定の雇入れ時教育は各社で業務に応じて必要)として「新入者安全衛生教育」を実施しますのでご案内いたします。

例年通り対象者が多いこともあり、同じ内容で2回開催しますので、希望される日にお申し込みください。

記

1. 日時・会場 ※同内容の1日講習を2回実施します

| 回 | 開催日 | 時 間 | 会 場 | 定 員 |
|---|-------------|------------|-----------------|-----|
| 1 | 令和8年4月3日(金) | 9:40~16:15 | コラボ21 3F 大会議室 | 100 |
| 2 | 令和8年4月7日(火) | 9:40~16:15 | 滋賀労働基準協会 4F 研修室 | 80 |

- ・1回目:コラボしが 21 3階大会議室 大津市打出浜2番1号
 - ・2回目:滋賀労働基準協会 4F 研修室 大津市打出浜 13 番 15 号 笹川ビル4階
- (会場地図等は、後日「受講票」と共に送付させていただきます。)

2. 教育の対象者 : 新たに社会人となられる方を対象にした基本的な内容です

- (1) 新規に採用された新入社員 (R 8年度入社予定者)
- (2) 雇い入れ後1年程度の労働者 (中途入社者)
令和7年4月(3月)以降入社の中途採用者等

3. 主な教育内容 :

- (1) 職場に入ったら (2) 家庭と職場のつながり
- (3) 労働安全のルール (4) 労働衛生のルール
- (5) 仕事と健康のつながり (6) 心とからだの健康づくり 等

4. 募集人員 : 各会場を参照 (申込締切日前でも先着順で定員になり次第締め切ります)

5. 受付開始日 : **2月3日(火)8時30分~(事前予約は有りません)**

6. 申込み方法 : 別紙の「受講申込書」により3月16日(月)まで 〒520-0806 大津市打出浜 13 番 15 号 笹川ビル4階 公益社団法人 滋賀労働基準協会 大津支部へお申し込みください。 (TEL 077-522-1786、FAX 077-522-1453)

[裏面へ]

この講習会の詳細(内容・カリキュラム等)につきましては、直接、(公社)滋賀労働基準協会 大津支部(Tel:077-522-1786)へお問合せください。申込、取消、変更などにつきましては、本部とは異なりますのでご注意願います。

7. 受講料：(テキスト代、消費税を含む。)

1名につき 会員事業場 7,568円 非会員事業場 9,768円

*次のいずれかにより開講日の10日前までに納付してください。

- (1) 現金又は現金書留 (事前に提出済の受講申込書写しを持参又は同封願います)
(2) 銀行振込 ・滋賀銀行膳所駅前支店 (滋銀) 普通預金 0039054
(又は) ・関西みらい銀行びわこ営業部 (関銀) 普通預金 0316638
(社) 滋賀労働基準協会 大津支部 あて

(注) ①「請求書」を郵送いたします。

②「振込手数料」は申込者のご負担でお願いします。

③銀行振込時は「振込明細書」をもって領収書に代えさせて頂きます。

8. 修了証：教育修了者には「修了証」を交付します。受領用の「認印」を持参ください。
尚、氏名等に記載誤りがあり、修了証の訂正が必要な場合は送料をご負担願います。

9. その他：

(1) 受講票は、受付次第順次、請求書と共に送付します。

尚、天候等で中止・変更する場合もありますのでご留意ください。

(2) **会場には駐車場がありません。**公共交通機関をご利用のうえお越し下さい。

(JR膳所駅より徒歩約15分、または京阪電鉄石場駅より徒歩約5分)

***お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。**

(3) 「昼食弁当」は各自持参でお願いします。

(4) 指定場所以外には喫煙所はありません。「禁煙」にご協力ください。

以上

受講者、事業者の皆様へ

<新入者安全衛生教育と雇入れ時安全衛生教育の関係について>

◆「新入者安全衛生教育」の趣旨について◆

労働安全衛生法59条第1項で「事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」と規定されています。

この規定による安全衛生教育の一環として、各事業場で行う法定の雇入れ時安全衛生教育を行なう前に、**新入者として必要な「心得」や「基本的かつ一般的な安全衛生の内容」を本協会が実施**するものであります。

本教育は、**労働安全衛生規則第35条の「雇入れ時安全衛生教育」そのものではありません。**従いまして、各事業場では自社の業務に沿った安全衛生教育を実施する必要がありますのでご留意ください。

この講習会の詳細(内容・カリキュラム等)につきましては、直接、(公社)滋賀労働基準協会 大津支部(Tel:077-522-1786)
へお問合せください。申込、取消、変更などにつきましては、本部とは異なりますのでご注意願います。

申込 FAX 番号:077-522-1453

R8年「新入者安全衛生教育」受講申込書

希望する開催日に○印をし、開催日別に申込書を分けて提出してください。▶締切:3/16(月)

4/3(金)開催 • **4/7(火)開催**

| (ふりがな) 受講者氏名 | 生年月日 |
|-----------------|--------------|
| () | S H 年 月 日 |
| () | S H 年 月 日 |
| () | S H 年 月 日 |
| () | S H 年 月 日 |
| () | S H 年 月 日 |

- (注意) ①「修了証」作成のため、氏名等は楷書で正確にご記入願います。
②受講者の変更は、前日までにご連絡ください。
③開講日前の1週間以内の取消、欠席、遅刻、早退の場合は受講料を返還致しません。
④お知らせ頂いた個人情報は、本教育実施の目的以外に使用することはありません。

上記のとおり受講を申し込みます。

令和 8年 月 日

►事業場名 (会員・非会員)

►所在地 〒

►TEL () FAX ()

►窓口担当者 (所属) (氏名)

(公社)滋賀労働基準協会 大津支部長 殿

| 受講料納入方法 | 名 | 円 | 現金(書留) | 振込予定日: | 月 | 日 |
|---------|---|---|--------|-----------------------------|-----------------------------|---|
| | | | | <input type="checkbox"/> 滋銀 | <input type="checkbox"/> 関銀 | |